

改正

平成30年4月2日訓令第14号
平成31年3月29日訓令第12号
令和2年8月27日訓令第33号
令和4年1月25日訓令第3号
令和5年6月12日訓令第29号
令和5年10月30日訓令第45号
令和6年9月26日訓令第42号
令和7年3月26日訓令第25号

(趣旨)

第1条 この要綱は、府中町ふるさと応援寄附金要綱（平成27年訓令第3号。以下「寄附金要綱」という。）第7条に規定する記念品を贈呈することにより、地元特産品等を通じて府中町の魅力を発信する府中町ふるさと魅力発信事業（以下「魅力発信事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 寄附者 寄附金要綱第4条に規定する寄附者をいう。
- (2) 記念品 寄附金要綱第7条の規定に基づき寄附者に贈呈する記念品をいう。
- (3) 魅力発信事業者 寄附者に記念品を提供する者として、第6条第1項の登録の決定を受けた者をいう。

(記念品)

第3条 記念品は、特例控除対象寄附金の対象となる都道府県等の指定に係る基準等（平成31年4月1日総務省告示第179号。以下「総務省告示」という。）第5条各号のいずれかに該当する地元特産品等（当該各号のいずれかに該当する記念品とのみ交換させるために提供するものを含む。）であって、本町の魅力発信につながるものでなければならない。

- 2 1 魅力発信事業者当たりの記念品の品目数は、10を上限とする。

(魅力発信事業者の要件)

第4条 魅力発信事業者の登録を受けることができる者は、各種法令等に従った生産・製造・販売等を行っている者であって、前条第1項に規定する記念品を継続して提供するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、魅力発信事業者となることができない。

- (1) 政治活動、宗教活動又は不当な営業活動を目的とするとき。
- (2) 町税を滞納しているとき。
- (3) 府中町暴力団排除条例（平成23年条例第14号）に規定する暴力団員等の関係者であると認められるとき。
- (4) 暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (5) その他町長が魅力発信事業の運営上支障があると認めるとき。

(魅力発信事業者の登録の申請)

第5条 魅力発信事業者の登録の申請をしようとする者は、府中町ふるさと魅力発信事業者登録（変更）申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。ただし、公簿等によりその内容を確認することができるときは、当該書類の添付を省略することができる。

- (1) 登録申請に係る誓約書
- (2) 記念品のパンフレット又は紹介文書及び写真
- (3) 町税に滞納がないことを確認できる書類
- (4) その他町長が必要と認める書類

（魅力発信事業者の登録の決定）

第6条 町長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、魅力発信事業者の登録又は却下を決定しなければならない。

2 前項の決定による魅力発信事業者の登録の期間（以下「登録期間」という。）は、当該決定の日から同日以後の最初の3月31日までとする。ただし、登録期間が満了する日までに町長又は魅力発信事業者から登録期間を更新しない旨の意思表示が行われないうときは、登録期間が満了する日の翌日において向こう1年間登録期間を更新したものとみなす。

3 町長は、前項ただし書の更新をするときは、魅力発信事業者が第4条第2項第2号に該当するかどうかを公募等により確認するものとする。

（魅力発信事業者の登録の通知）

第7条 町長は、前条第1項の決定を行ったときは、府中町ふるさと魅力発信事業者登録（却下）決定通知書（様式第2号）により、当該決定の対象者に通知しなければならない。

（登録事項の変更）

第8条 魅力発信事業者は、登録された事項に変更が生じたときは、府中町ふるさと魅力発信事業者登録（変更）申請書に、変更に係る書類を添付して速やかに町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、府中町ふるさと魅力発信事業者登録（却下）決定通知書により、当該魅力発信事業者に通知しなければならない。

（登録の辞退）

第9条 魅力発信事業者は、登録を辞退しようとするときは、府中町ふるさと魅力発信事業者登録辞退届出書（様式第3号）を町長へ提出しなければならない。

（登録の取消し）

第10条 町長は、魅力発信事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことができる。

- (1) 寄附者に記念品を提供することができなくなったとき。
- (2) 第4条に規定する魅力発信事業者の要件を満たさなくなったとき。
- (3) 記念品として承認されたものと寄附者に送付するものが著しく異なる等、虚偽の申請をしたとき。
- (4) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。
- (5) 他人に著しく危害又は迷惑をかけるおそれがあると認められるとき。
- (6) 町の指示する事項に従わず是正しないとき。
- (7) 前条に規定する登録辞退の届出があったとき。
- (8) 第11条の2第1項から第3項までの規定に違反したとき。
- (9) その他町長が不適当と認めたとき。

- 2 町長は、前項の規定により登録を取り消したときは、府中町ふるさと魅力発信事業者登録取消通知書（様式第4号）により当該魅力発信事業者へ通知しなければならない。

（記念品の提供等）

第11条 町長は、寄附金要綱第7条の規定に基づき寄附者に記念品を贈呈するときは、府中町ふるさと魅力発信事業記念品発注書（様式第5号）により魅力発信事業者へ発注の通知をしなければならない。ただし、寄附に係る手続を委託する場合において、当該手続の受託者が魅力発信事業者へ発注の通知をするときは、この限りでない。

- 2 魅力発信事業者は、前項の発注に基づき、速やかに記念品を寄附者に提供しなければならない。この場合において、記念品の梱包及び送付に要する費用は、魅力発信事業者が負担するものとする。

- 3 魅力発信事業者は、記念品の提供に係る事故等に関し、適切に処理しなければならない。

（食品を記念品として提供する事業者の責務）

第11条の2 食品を記念品として提供する魅力発信事業者は、総務省告示第5条各号（以下「地場産品基準」という。）及び食品表示法（平成25年法律第70号）に基づき、当該記念品の産地名を適正に表示しなければならない。

- 2 前項の表示が適正に実施されていることを確認するために町長が必要と認めるときは、魅力発信事業者に対し調査（実地調査を含む。）を行うものとし、魅力発信事業者はこの調査に協力しなければならない。

- 3 魅力発信事業者は、地場産品基準及び食品表示法において遵守すべき事項が記載された書類を整備し、及び保存しなければならない。

- 4 魅力発信事業者は、前3項の規定に違反したことにより町又は寄附者に損害が生じた場合は、その損害を賠償しなければならない。

（負担金）

第12条 町長は、第11条第2項の規定に基づき記念品を提供した魅力発信事業者へ負担金を支払うものとする。

- 2 負担金の額は、記念品の実額又は寄附額の10分の3のいずれか低い方の額に送料等（記念品の梱包及び送付に要した経費の実額をいい、寄附額の100分の15を上限とする。）を加算した額とする。

（負担金の請求）

第13条 魅力発信事業者は、負担金の請求を行うときは、記念品の送付実績等を月ごとに取りまとめ、府中町ふるさと魅力発信事業記念品送付実績報告書兼請求書（様式第6号）に、記念品を送付したこと及び送料等の額が確認できる書類を添付し、速やかに町長へ提出しなければならない。ただし、寄附に係る手続を委託する場合において、当該手続の受託者が請求書を町長へ提出するときは、この限りでない。

- 2 町長は、前項の報告及び請求を受けた場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、請求を受けた日から30日以内に負担金を支払うものとする。

（電子申請による登録申請等）

第14条 第5条、第8条第1項、第9条及び第13条第1項の規定にかかわらず、魅力発信事業者等は、府中町公式ホームページ上の所定の電子申請フォームへ必要事項の入力を行うことにより、府中町ふるさと魅力発信事業者登録（変更）申請書、府中町ふるさと魅力発信事業者登録辞退届出書又は府中町ふるさと魅力発信事業記念品送付実績報告書兼請求書の提出に代えることができる。

(再委託等の禁止)

第15条 魅力発信事業者は、魅力発信事業に係る事務の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

2 魅力発信事業者は、魅力発信事業に係る権利及び義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(広報への協力)

第16条 魅力発信事業者は、町が魅力発信事業の広報を目的とした府中町公式ホームページ、チラシその他の広報に必要な記念品の写真に係るデータの提供等、必要な協力を行わなければならない。

(個人情報保護)

第17条 町長は、寄附者の同意を得た上で、住所、氏名、電話番号その他記念品の送付に関し必要な事項を、魅力発信事業者に提供するものとする。

2 魅力発信事業者は、前項の提供を受けた事項を厳重に取り扱うとともに、記念品の送付以外の目的に使用し、又は第三者に漏らしてはならない。魅力発信事業者でなくなった場合についても、同様とする。

(電子マネー等で記念品を提供する魅力発信事業者の例外)

第18条 電子マネー又は電子ポイント（以下この条において「電子マネー等」という。）で記念品を提供する魅力発信事業者（以下この条において「例外魅力発信事業者」という。）の登録の申請は、第5条の規定に関わらず、例外魅力発信事業者との電子マネー等で記念品を提供することに関する契約（以下「提供契約」という。）の申込みをもって登録の申請をしたものとみなす。

2 例外魅力発信事業者の登録の通知は、第7条の規定に関わらず、当該例外魅力発信事業者との提供契約をもって通知をしたものとみなす。

3 例外魅力発信事業者の登録事項の変更の申請及び変更通知は、第8条の規定に関わらず、当該例外魅力発信事業者との提供契約の変更をもって変更の申請及び変更通知をしたものとみなす。

4 例外魅力発信事業者の登録の辞退は、第9条の規定に関わらず、当該例外魅力発信事業者との提供契約の解除をもって辞退の届出をしたものとみなす。

5 例外魅力発信事業者の登録の取消通知は、第10条第2項の規定に関わらず、当該例外魅力発信事業者との提供契約の解除をもって取消通知をしたものとみなす。

6 第11条第2項の規定は、例外魅力発信事業者について準用する。この場合において、同項中「前項の発注に基づき、」とあるのは「寄附者からの記念品の受取申請に基づき、」と読み替えるものとする。

7 第13条第2項の規定は、例外魅力発信事業者について準用する。この場合において、同項中「前項の報告及び請求を受けた場合は、」とあるのは「請求を受けた場合は、」と読み替えるものとする。

8 例外魅力発信事業者には、第6条第3項、第11条第1項、第13条第1項及び第15条の規定は適用しない。

9 町長は、例外魅力発信事業者が提供する電子マネー等が利用できる加盟店を登録するときは、提供契約又は別途定める募集要項等に基づき審査して決定する。

(庶務)

第19条 魅力発信事業の実施に関する庶務は、財務部財政課において処理する。

(委任)

第20条 この要綱に定めるもののほか、魅力発信事業の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成27年2月27日から施行する。

様式目次

様式番号	名称	規定条文
様式第1号	府中町ふるさと魅力発信事業者登録（変更）申請書	第5条、第8条
様式第2号	府中町ふるさと魅力発信事業者登録（却下）決定通知書	第7条、第8条
様式第3号	府中町ふるさと魅力発信事業者登録辞退届出書	第9条
様式第4号	府中町ふるさと魅力発信事業者登録取消通知書	第10条
様式第5号	府中町ふるさと魅力発信事業記念品発注書	第11条
様式第6号	府中町ふるさと魅力発信事業記念品送付実績報告書兼請求書	第13条

様式（省略）